沖縄キリスト教短期大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄キリスト教短期大学(以下「本短大」という。)において授与する学位について、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び沖縄キリスト教短期大学学則(以下「本短大学則」という。)第30条第3項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(学位の名称)

第2条 本短大において授与する学位は次のとおりとする。

英語科 短期大学士(英語)

保育科 短期大学士(保育)

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本短大学則の定める卒業に必要な要件を満たした者に対して、学長が 授与する。

(学位の授与の時期)

第4条 短期大学士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。

(学位名称の使用)

第5条 本短大より学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)

第6条 学位記は、別記様式によるものとする。

(学位の取り消し)

- 第7条 学長は、学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、 教授会の議を経て、学位を取り消すことができる。
- 2 前項の議決は、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学則の準用)

第8条 この規程に定めるもののほかは、本短大学則の定めるところによるものとする。

(規則の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会及び大学運営協議会の議を経て、理事長が行うものとする。

附則

この規程は、2005年11月29日から施行し、2005年10月1日から適用する。

附則

この規程は、2018年3月14日から施行する。

卒業証書・学位記

氏 名生年月日

本学○○科所定の課程を修めて、本学を卒業したことを認め、短期大学士(○○)の学位を授与する。

年 月 日 沖縄キリスト教短期大学 学 長